

まちなかウォークブルに即したにぎわいづくり業務 委託候補事業者選定に係る企画提案 公募要領

1 事業の目的

新型コロナウイルス感染症の影響によりイベントが相次ぎ自粛されるなど市内経済に多大な影響が及んでいる。こうした状況のなか、令和元年7月オープンした船場広場（旧小倉ホテル跡地）に、以下の目的に沿った新たなにぎわいを創造する事業を実施する。

- ポストコロナ社会の新しい生活様式に対応した、人との交流・滞在の場をつくりイベント等の一過性ではない新たなにぎわいを創造する。「密から分散へ。」
- 「ウォークブル推進都市」として、「居心地が良く歩きたくなるまちなか」を目指し、まちなか空間の多様な使い方を実践する。
- 官民連携をこれまで以上に強化できる新しいスキームをつくる。

については、本事業の目的を達成するため、企画提案方式で行うものとし、最も高い評価を得た企画を提案した事業者を委託先として選定する。

2 企画提案に付す事項

- (1) 件 名：まちなかウォークブルに即したにぎわいづくり業務
- (2) 履行期間：契約締結日から令和3年3月15日まで
- (3) 業務内容：別紙「仕様書」のとおり

3 業務の予算

本業務に関する予算は、3,000千円（消費税及び地方消費税を含む）以内とする。

4 応募資格

次の要件をすべて満たす事業者であること。

- (1) 事業の企画提案、実施・運営等、全般の総合的運営が可能であること。
- (2) 北九州市物品等供給契約の競争入札参加者の資格および審査等に関する規則（平成7年北九州市規則第11号）第6条第1項の「有資格業者名簿」に記載されていること。
ただし、応募の時点で記載されていない業者の応募も可とするが、契約までに「有資格業者名簿」への登載手続きを終えること。
- (3) 本市から指名停止を受けている期間中でないこと。
- (4) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (5) 企画提案事業者（法人の役員を含む。）またはその使用人等が暴力団員による不当な行為の防止に関する法律（平成3年法律第77号）に規定する暴力団または暴力団員と社会的に非難されるべき関係にないこと。
- (6) 本市が指定する企画提案事前説明会に出席していること。

5 応募手続き及びスケジュール

(1) 応募手続き

- ① 企画提案事前説明会に参加（参加希望の際は事前に電話で連絡が必要）
日時：令和2年9月28（月）【第1回】9：30～【第2回】11：00～
場所：北九州市役所本庁舎地下2階 第2入札室
※ 参加希望の申し込み（電話）時に、出席回をお伝えします。
※ 企画提案説明会に不参加の場合、応募できないので注意すること。
- ② 質問書の送付（任意）
質問期限：令和2年9月30日（水）17：15まで
- ③ 「参加意向書」を提出
提出期限：令和2年10月6日（火）17：15まで
※ 参加意向書提出以降に辞退する場合、「辞退届」の提出が必要。
- ④ 企画提案書等を提出
提出期限：令和2年10月29日（木）17：15まで
※詳細は、「6 企画提案書等の提出について」参照。
- ⑤ 審査会（プレゼンテーション及び質疑応答）に参加
日程：令和2年11月10日（火）・11日（水）・13日（金）
※いずれか1日で実施予定
※詳細は、「7 審査会（プレゼンテーション及び質疑応答）の実施」参照。

(2) スケジュール

別紙「スケジュール」のとおり

6 企画提案書等の提出について

(1) 提出書類

- ① 企画提案書（様式任意）
 - ・企画概要
 - ・実施体制
 - ・実施スケジュール 分かるものとする。
- ② 見積書（様式任意）
業務の内訳ごとの金額及びその合計額（消費税及び地方消費税を含む）が記載された見積書を提出すること。

(2) 提出部数

- 正本1部、副本9部（正副ともに上記（1）の①②が必要）
※ 正本には、商号又は名称、代表者名を記載し代表者印を押印する。
※ 副本には、商号又は名称、代表者名を記載しない。

(3) 提出方法

- 本企画提案に係る応募書類は、担当課へ郵送または持参により提出すること。
※郵送の場合は、企画提案書提出期限必着とし、必ず「書留」等、確実に届いたこ

とが分かる方法を利用すること。

(4) 提出書類の取扱い

- ① 提出書類に不備があり、こちらの提示した要件に満たしていない場合、失格となることがある。
- ② 提出期間を過ぎた修正・差し替え・再提出はできないこととする。

7 審査会（プレゼンテーション及び質疑応答）の実施

(1) 日時・場所

日程：令和2年11月10日（火）・11日（水）・13日（金）※いずれか1日で実施

場所：北九州市役所本庁舎14階 141 会議室

日時・場所の詳細は、決定次第、別途通知する。

(2) 説明方法・時間等

説明については、事前提出した応募書類のみで行う。当日の修正や追加はできない。
1社あたりの説明時間は10分以内とし、その後質疑応答時間を設ける。

(3) 企画提案書の内容及び審査の際の評価ポイント

別紙「企画提案書の審査項目、審査の際の評価ポイント、配点」参照。

(4) 審査方法

必要経費が予算の範囲内である企画提案書のうち、各審査員100点満点による審査・評価の合計が最も高い企画提案書を提出した事業者を業務委託候補者に選定する。ただし、当該企画提案書に対する各審査員の評価点の合計が満点の4割に満たない場合、「業務委託候補者なし」とする場合がある。また、評価点の合計が最も高い企画提案書が複数ある場合は、審査員の協議により業務委託候補者を選定する。

(5) 応募状況による対応

- ① 応募者多数の場合は、必要に応じて一次審査（書類審査）を行った後、最終審査（プレゼンテーション及び質疑応答）を実施する。
- ② 企画提案書類を提出した者が1社であった場合も7の（4）の方法に従い審査を行う。
- ③ 応募書類の提出期限までに企画提案書類の提出がなかった場合には公募を中止し、業務内容の再検討を行う。

(6) その他

結果は、審査会に参加した企画提案事業者全員に文書で通知する。

企画提案書等の提出後、審査会に参加しなかった者、或いは通知した時間に間に合わなかった者は、企画提案を辞退したとみなし、後日、辞退届の提出を必要とする。

8 提案の無効

次の各号のいずれかに該当する場合は、提案は無効とする。

(1) 応募資格なく提案したとき。

- (2) 所定の日時までに参加意向書の提出がない、または応募書類が到着しないとき。
- (3) 企画提案事業者が他の企画提案事業者と協定して提案したとき、または提案に対して不正があると認められるとき。
- (4) 1の企画提案事業者が2つ以上の提案を行ったとき。
- (5) その他提案に際し違法な行為があったとき。

9 契約

- (1) 業務委託候補者に選定されたものは、委託契約締結に向け、市と事業内容詳細について協議を行うものとする。その際、企画提案の一部を変更する場合がある。協議が整った場合は、業務委託候補者からあらかじめ見積書を徴収し、見積書を精査のうえ、随意契約による契約を締結する。
- (2) 保証人は不要とする。
- (3) 契約保証金は契約額の100分の5以上の額とする。ただし、契約の相手方が北九州市契約規則（昭和39年北九州市規則第25号）第25条第7項第1号又は第3号に該当する場合は免除する。
- (4) 契約の辞退等の理由により、第1順位の業務委託候補者と契約ができない場合は、第2順位の事業者を業務委託候補者として手続きを進め、契約を締結することがある。第2順位の事業者と契約できない場合についても、同様とする。
- (5) 業務委託候補者について、4の(1)、(3)または(5)に該当することが判明した場合は、業務委託候補者としての資格を取り消す。この場合は、上記(4)のとおり処理を行うものとする。
- (6) その他、本書に定めのない事項は地方自治法、同法施行令及び北九州市契約規則などの関係規定の定めに従い処理するものとする。
- (7) 契約締結後、「北九州市物品等供給契約競争入札結果等の公表要領」に基づき、件名、契約の相手方、金額等を市のホームページで公表する。

10 その他

- (1) 企画提案参加に係る一切の費用は、参加者の負担とする。
- (2) 提出された書類は返却しない。

11 提出・問い合わせ先

〒 803-8501 北九州市小倉北区城内1番1号 本庁舎13階
北九州市建築都市局都市再生企画課
担当：小柳、上田
電話：093（582）2502 / FAX：093（561）7525
Email：masako_koyanagi01@city.kitakyushu.lg.jp

実施スケジュール

時期	内容
9月18日（金）まで	企画提案公募開始
9月28日（月）	企画提案事前説明会 場所：北九州市役所本庁舎B2F 第2入札室 時間：【第1回】9：30～ 【第2回】11：00～
9月30日（水）まで	企画提案に関する質問期限 17：15まで
10月2日（金）	企画提案に関する質問への回答予定日
10月6日（火）	参加意向書提出期限 17：15まで
10月29日（木）	企画提案書等提出期限 17：15まで
11月5日（木）まで	1次審査（書類審査）結果通知（※実施の場合） 審査会開催通知
11月10日（火）・11日（水） 13日（金）のいずれか	審査会（プレゼンテーション及び質疑応答）の実施
11月中旬	委託業者決定
11月中旬	企画提案事業者へ結果通知
11月中旬	契約締結
11月中旬～翌年3月15日	業務実施期間
3月15日	契約完了

企画提案書の審査項目、審査の際の評価ポイント、配点

審査項目		審査の際の評価ポイント	配点
実施体制等	実施体制 業務工程	イ 業務実施スケジュールは妥当であるか。	15
		ロ 実施体制が、適正性・効率性において妥当なものであるか。	
		ハ 役割分担等、責任の所在が示されているか。	
	業務価格	イ 提示額が限度額内となっているか。	5
		ロ 提案内容に即した額になっているか。	
		ハ 適切な項目ごとに金額が提示されているか。	
提案内容	本事業への 理解度	イ 本事業の目的や背景を的確に理解しているか。	30
		ロ 提案内容に「ウォークアブル」「新しいにぎわいづくり」「民間・地域との連携」の視点が入っているか。	
		ハ 新しい生活様式に即したものであるか。またイベント等を実施する場合は、適切な安全安心対策が講じられているか。	
	提案の的確性	イ 「提案内容」「企画」「実施体制」「実施スケジュール」が分かりやすく提示されているか。	20
		ロ コンセプトやターゲット層が適切に設定されているか。	
		ハ 提案に説得力があるか。	
	提案の独創性	イ 事業目的に沿った効果的な企画・広報など独自提案がなされているか。	30
		ロ 提案内容に事業の発展性が期待できるか。	
	合計		